平成２３年（再イ）第３８６号
札幌市豊平区月寒東２条19丁目３番23号　月寒ハニーグリーン203号
再生債務者　小林　友紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年12月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月21日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第３９７号
札幌市白石区北郷９条８丁目８番28号
再生債務者　合濱　一喜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年12月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月21日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第１８０号
横浜市鶴見区東寺尾３丁目11番７―210号
再生債務者　大塚　一生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年12月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月21日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第２６５号
横浜市南区日枝町５丁目137番地１　横浜南太田ホームズ804号
再生債務者　早乙女和重
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年12月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月21日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１１号
石川県小松市扇町69番地
再生債務者　鈴木　秀孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年12月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月21日　金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（再イ）第７６号
愛知県豊田市田中町４丁目41番地11　サンシティ豊田田中町1001号
再生債務者　筒井　幸治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年12月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月21日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（再イ）第４６号
奈良県北葛城郡王寺町王寺１丁目７番７号
再生債務者　戸髙　和一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年12月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月21日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（再イ）第４号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満1530番地
再生債務者　奥川　優斗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年12月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月21日
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（再イ）第２１号
宮崎市田野町甲3815番地４
再生債務者　釋迦郡國義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年12月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月21日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

独立行政法人理化学研究所公告

平成 24 年１月 11 日
独立行政法人理化学研究所
理事長　野依　良治

独立行政法人理化学研究所の任期制職員給与規程の一部変更

任期制職員給与規程の一部を平成23年11月24日付で変更したので独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第２項の規定に基づき公表する。

なお、詳細については、当所ホームページ（http://www.riken.jp/）により公表する。

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、東京国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

平成 24 年１月 11 日
独立行政法人国立文化財機構
東京国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
東京國博第52―３号	昭和52年３月15日	慈光寺	平成23年11月29日	
東博第363号	昭和16年４月10日	慈光寺	平成23年11月29日	

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 73 号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成23年12月20日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 24 年１月 11 日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

1、承認番号　第D1158号
2、名称　株式会社光成衡機
3、住所　広島県福山市箕沖町45―２
4、特定計量器の種類　非自動はかり

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　静岡県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　森田龍太郎
登録番号　38621
事 務 所　静岡県三島市大場176―１
三島法律事務所
3　処分の内容　業務停止３月
4　処分が効力を生じた年月日
平成23年12月２日

平成 23 年 12 月 19 日　日本弁護士連合会

裁決の公告

札幌弁護士会が平成23年４月21日に告知した同会所属弁護士　磯田　丈弘　会員（登録番号25126）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成23年12月13日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成23年12月16日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 23 年 12 月 16 日　日本弁護士連合会